

山王三・四丁目自治会  
山王会館避難所運営要領

平成21年11月

山王三・四丁目自治会災害対策本部

- 1 防災備蓄倉庫に備蓄されているもの
- 2 避難所の安全確認
- 3 避難スペースとして使える場所
- 4 避難所開設の準備
- 5 山王会館ライフラインの確認
- 6 避難者の名簿作成
- 7 避難所開設および誘導
- 8 避難所生活のルール
- 9 負傷者の救護
- 10 区本部との連絡
- 11 「災害対策本部」組織の設置
- 12 施設の管理
- 13 情報の収集・受伝達
- 14 水の確保について
- 15 物資の配給と管理
- 16 災害時要援護者への対応
- 17 ボランティアの受け入れ
- 18 避難者名簿

備蓄倉庫には次のものが備蓄されていますので確認してください。

【備蓄物品一覧】

番号	品名	数量	番号	品名	数量
1	クラッカー	560食	25		
2	アルファー化米	300食	26		
3	給水用コップ	400個	27		
4	給食用カップ	1000人	28		
5	簡易便器	10個	29		
6	毛布	100枚	30		
7	ひざ掛け	100枚	31		
8	携帯電話充電器	2式	32		
9	発電機（山王公園保管）	1式	33		
10	灯光器（山王公園保管）	3器	34		
11	安全ろうそく	10個	35		
12	懐中電灯	10組	36		
13	担架	2式	37		
14	簡易トイレ	2式	38		
15	タンカー（山王公園保管）	1台	39		
16	救急箱	1箱	40		
17			41		
18			42		
19			43		
20			44		
21			45		
22			46		
23			47		
24			48		

【留意事項】

- ・ 8項以降は今後装備予定
- ・ 災害時、生活上不足物品については、（準）避難所として災害時地区備蓄倉庫から搬送する仕組みとする。
- ・ 山王会館の所有する什器・物品などを活用する。

避難所として使用する時は、まず次のことを確認してください。

- 1 建物は傾いていませんか
- 2 大きなひび割れができていませんか
- 3 ガラスなどの危険な落下物はありませんか
- 4 避難者が入る部屋の天井や照明器具などに落下の危険性はありませんか

**【留意事項】**

- ・余震の恐れがあります。危険な個所は立入禁止の表示をして下さい。

3

避難スペースとして使える場所（平面図を記入） 担当：総務・情報班

**【1階】**

**【留意事項】**

- ・ 区の許可を得て滞在のある住居区域は避難所の対象外とする。
- ・ 高齢者、障害者など特に配慮を要する方々は、トイレや手洗い等の近い場所を使ってもらおう。
- ・ 一時避難と長期避難を考慮した区画とする。

大地震発生後、駆けつけた防災協力隊・女性救護隊は直ちに避難所開設のための準備をする。

(1) 「山王三・四丁目自治会災害対策本部」(以下災害対策本部という)を設け、新井宿特別出張所へ山王会館避難所開設の報告を行うとともに区との連携を図っていく。

(2) 防災協力隊・女性救護隊はそれぞれ役割を決めて活動する。

(3) 避難して来た人の中から災害対策本部への協力者を募る。

#### 【留意事項】

- ・ 山王三・四丁目自治会災害対策本部は薬師堂に本部を設置する。
- ・ 本部担当者は全員腕章をつける。

- 1 電気は使えますか
- 2 水は出ますか
- 3 電話は通じますか
- 4 トイレは使用可能ですか
- 5 ガスの元栓はしまっていますか
- 6 貯水槽は使えますか

**【留意事項】**

- ・ガスは東京ガスから連絡があるまで使用しない

1 避難者の状況を正確に把握するために、避難者名簿を作成する。

※避難者名簿様式は別途作成

2 行方不明者など安否が確認されていない人の状況把握に努める。

**【留意事項】**

- 1 自治会の班を基本に、避難所居住区を割り当てます。
- 2 居住区ごとにリーダーを1名、サブリーダーを数名決めます。
- 3 本部担当者は避難者を避難所居住区へ随時誘導します。
- 4 テープを貼り居住区と通路の区割りをします。
- 5 簡易トイレの組み立て設置をします。
- 6 女性専用トイレ、女性専用更衣室を作ります。
- 7 **簡易救護所**を設置します。
- 8 支援物資の受付と設置箇所を確保します。

**【留意事項】**

- ・避難所居住区割は通常の訓練時に周知しておく。
- ・乳幼児や災害時要援護者については特に配慮する。

- 1 生活ルールを部屋に掲示する。
- 2 避難所内は禁酒禁煙とする。(喫煙は施設外の決められた場所とする。)
- 3 起床・消灯時間は実態に応じて決める。
- 4 ペットは避難所に持ち込まない。
- 5 掲示板・伝言板の使用は決められた範囲内とする。
- 6 電気製品の使用は制限することがある。
- 7 ごみの処理は分別とする。
- 8 貴重品はみずからが管理する。
- 9 炊き出しの役割分担は、「災害対策本部」が指示をする。
- 10 避難所の入所退所は「災害対策本部」に届ける。
- 11 「災害対策本部」は秩序の維持のため持ち込み品の制限を行うことがある。
- 12 車の乗り入れは禁止する。

**【留意事項】**

- 1 医薬品を確保して、救護所にて応急手当の準備を整えます。
- 2 負傷者を収容し、応急処置をします。
- 3 中・重傷者は、病院や医療救護所（入新井第一小学校、馬込小学校）へ誘導搬送します。

入新井第一小学校 電話

馬込小学校 電話 3 7 7 3 - 3 9 6 5

**【留意事項】**

1 避難所開設後速やかに、特別出張所を通じて区災害対策本部と電話や伝令等により連絡を取り、避難状況の第一報の報告をする。

**【第一報】**

- ①避難所の開設報告
- ②避難者の概数
- ③けが人の状況
- ④「災害対策本部」の参集状況
- ⑤避難所の被災状況（破損状況・ライフライン状況など）
- ⑥避難所周辺の状況

**【留意事項】**

- ・電話は山王公園公衆電話を活用する。

11	「災害対策本部」組織の設置	担当：総務・情報班
<p>1 「山王三・四丁目自治会災害対策本部」は、基本的に自治会役員および防災協力隊、女性救護隊から組織を編成して避難所運營業務にあたります。</p> <p><b>山王三・四丁目自治会災害対策本部</b></p> <p><b>①総務・情報班</b></p> <p>居住区域・名簿の管理、組織全体の把握統括、各班への適切な指示指令、災害発生状況の収集、防災機関との連絡、<b>災害時要援護者</b>の安否確認、地域住民への広報（出火防止、初期消火、デマ防止、余震注意など）</p> <p><b>②生活・衛生班</b></p> <p>避難場所への避難誘導、避難場所での人員把握、  救援物資（テント、トイレ）の設営や生活用品（毛布等）配布と管理</p> <p><b>③救護班</b></p> <p>負傷者の救出救助搬送、負傷者の応急手当</p> <p><b>④給食・物資班</b></p> <p>非常食の炊き出と配給、飲料水の準備と配給、救援物資の受付管理運搬</p> <p><b>⑤避難所内警備・自治会地域巡回班</b></p> <p>盗難対策等のための避難所内および自治会地域の<b>巡回警備</b></p>		
<p><b>【留意事項】</b></p>		

- 1 危険な場所や使用禁止の場所には、「立入禁止」の表示をする。
- 2 電気がつかない場合は、山王公園倉庫の発電機と投光器で照明を確保する。
- 3 トイレの点検をし、使用不可の場合はその旨表示する。
- 4 簡易トイレの管理をする。
- 5 炊き出し等の火気を使用する場所は、「災害対策本部」で決める。
- 6 各住居区別にごみ箱を設置する。
- 7 安全ろうそくを使用する場合の換気の確保を確認する。

**【留意事項】**

**【情報の収集】**

- 1 避難してきた方から具体的な被害状況の聞き取り調査をする。
- 2 避難所周辺や自治会の被災状況を巡回して調査をする。

**【情報の伝達】**

- 1 避難所の情報を特別出張所へ連絡すると共に、区災害対策本部の情報を連絡用掲示板に表示して避難者へ伝える。
- 2 大切な情報は各室を廻って連絡をする。
- 3 生活に関する情報（開いているスーパー、コンビニ、銭湯など）も伝える。
- 4 ラジオやテレビの放送を流す場所を決める。

**【留意事項】**

- 1 断水している場合は特別出張所へ連絡して応急給水の派遣要請をする。
- 2 井戸のある場所は平常時に確認しておく。
- 3 防火水槽の水を平常時に確認しておく。
- 4 飲料水を確保できる給水拠点を確認しておく。

西馬込 馬込給水所（西馬込2-15-6）

**【留意事項】**

**【備蓄倉庫からの配給と管理】**

- 1 救援物資が届くまでは、備蓄倉庫の物資を避難者に配給する。
- 2 食糧・その他機材は「災害対策本部」の決定により必要なものを搬出する。

**【救援物資の管理と配給】**

- 1 届けられた救援物資は、決められた場所に保管し、品名・数量を確認する。
- 2 保管場所は、輸送車両がその場所まで進入しやすいところに保管する。
- 3 物資配給は、各住居区のリーダーを通して避難者に配布する。

**【留意事項】**

- 1 災害時要援護者の数やその状況を把握する。
- 2 避難所での災害時要援護者への配慮として、次の項目の対応をする。  
①滞在場所、②情報伝達方法、③食事や生活用具、④健康管理
- 3 避難所での生活が困難と思われる場合は、福祉施設への移送を検討する。

**【留意事項】**

災害時要援護者への特別な対応については、一般避難者の理解と協力を求める。

- 1 ボランティアの受け入れは「災害対策本部」の判断とする。
- 2 受け入れる場合は、住所・氏名を記入してもらう。
- 3 ボランティアが行う役割は、「災害対策本部」が決定する。
- 4 マスコミの取材は原則禁止とする。

**【留意事項】**

避難所の運営は避難者や地域住民による自主的な運営を基本とするため、ボランティアはその援助支援を行うことを原則とする。